

別表第2（第10条関係）

就学援助費の額

支給額 就学援助種類			第2条第2号に該当する者				第2条第1号に該当する者
			小学校		中学校		
			第1学年	第2～6学年	第1学年	第2・3学年	
学用品・通学用品費	年 額		1 1, 6 3 0	1 3, 9 0 0	2 2, 7 3 0	2 5, 0 0 0	生活保護費から支給
	第1期（4・5・6月分）		3, 1 7 0	3, 8 0 0	6, 2 1 0	6, 8 2 0	
	第2期（7・9・10・11月分）		4, 2 3 0	5, 0 5 0	8, 2 6 0	9, 0 9 0	
	第3期（12・1・2・3月分）		4, 2 3 0	5, 0 5 0	8, 2 6 0	9, 0 9 0	
	月 額	1か月分	1, 0 6 0	1, 2 6 0	2, 0 7 0	2, 2 7 0	
		2か月分	2, 1 2 0	2, 5 2 0	4, 1 4 0	4, 5 4 0	
		3か月分	3, 1 7 0	3, 8 0 0	6, 2 1 0	6, 8 2 0	
		4か月分	4, 2 3 0	5, 0 5 0	8, 2 6 0	9, 0 9 0	
新入学児童生徒学用品費			5 7, 0 6 0		6 3, 0 0 0		
学校給食費			学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に定める学校給食の費用として保護者が負担する額。ただし、児童生徒1人当たりの月額額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 (1) 小学校 4,300円 (2) 中学校 4,500円				
通 学 費			小学校に在学する児童にあつては4キロメートル以上、中学校に在学する生徒にあつては6キロメートル以上通学する場合に利用する交通機関の定期乗車券の購入費。ただし、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定により指定された学校（同令第8条の規定により変更されたものを除く。）に通学する場合に限る。				
校外活動費			市長が適当と認める額				
宿泊学習費			市長が適当と認める額				
修学旅行費			市長が適当と認める額（小学校（水戸市立小学校を除く。）にあつては22,690円、中学校（水戸市立中学校を除く。）にあつては80,000円を限度とする。）				
医 療 費			学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療のための医療に要した費用				
クラブ活動費			水戸市立学校が実施するクラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具（児童生徒が個々に用意することとされているものに限る。）の購入費、活動費等の経費のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては2,760円、中学校にあつては30,150円を限度とする。				
水戸市休日の地域クラブ事業に係る参加者負担金			地域クラブ（スポーツ又は芸術文化に係る活動等を継続して親しみ、及び充実する機会を地域で確保するために水戸市教育委員会が設置する団体をいう。）への参加に要する経費のうち、参加者負担金として徴収される額				
生徒会費			生徒会費（児童会費、学級費及びクラス会費を含む。）のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては4,650円、中学校にあつては5,550円を限度とする。				
P T A会費			学校、学級、地域等を単位とするP T A活動に要する経費のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては3,450円、中学校にあつては4,260円を限度とする。				
卒業アルバム代等			通常作成する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費。ただし、小学校にあつては11,000円、中学校にあつては10,000円を限度とする。				
オンライン学習通信費			I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材と指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される月について月額1,250円。ただし、年額15,000円を限度とする。				

備考 この表において「小学校」とは小学校及び義務教育学校の前期課程を、「中学校」とは中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程をいう。